



ごみの減量化に向けて、リサイクルできるごみを分別することで、環境に与える負荷も軽減できます。また、上手に分別することで、家庭から出る燃えるごみが減少し、ごみ処理手数料も少なくなります。4月1日からのごみの分別と出し方にご理解とご協力をお願いします。

今月号は、資源ごみ(空き缶・空びん・ペットボトル)の分別収集と出し方、燃えるごみ、燃えないごみの出し方などについて特集をします。

4月1日から ごみの分別と 出し方が変わります

空き缶・空びんの出し方

- ・ごみ処理手数料は無料となります。
- ・これまで両津、国仲、相川地区で使用していた指定袋(資源ごみ袋)を廃止します。
- ・月2回指定した日または曜日に空き缶と空びんを同日収集します。
- ・祝日の場合でも、収集は行います。
- ・集積所に事前に配布するネットまたは、袋に入れてください。(南佐渡地区の一部地域については、これまでどおりコンテナ容器に入れてください)
- ・空びんは、不用となった袋等に入れてからネットに入れてください。
- ・資源ごみの袋は、「燃えるごみ」または「燃えないごみ」の袋として使用できます。

ペットボトルの出し方

- ・ごみ処理手数料は無料となります。
- ・集積所で月1回指定された日に収集を行います。
- ・祝日の場合でも、収集は行います。
- ・集積所に事前に配布するネットに入れてください。(両津、南佐渡地区については、これまでどおりで変更はありません)
- ・ふたを外し、ラベルを切り離して(ふたとラベルは廃プラスチックへ)出してください。
- ・これまでどおり、拠点(スーパー、コンビニ、Aコープ等)での回収も行います。

燃えるごみ、燃えないごみの出し方

- ・燃えるごみの収集回数が、週3回から週2回に変更になります。(週1回を廃プラスチックの収集日とするため)

- ・これまでの燃えるごみの収集日
月・水・金曜日の地区↓月・金曜日
火・木・土曜日の地区↓火・土曜日
となります。
- ・燃えないごみは集積所で月1回指定された日に収集を行います。
- ・祝日の場合でも、収集は行います。
- ・燃えるごみ・燃えないごみは、佐渡市指定のごみ袋に入れて出してください。

クリーンセンターへの持ち込み

- ・毎週月曜日から土曜日までの午前8時30分から午後4時30分まで持ち込みができます。
- ・年末年始(12月31日から1月3日)は、持ち込みできません。
- ・南佐渡クリーンセンターへは、これまでどおり持ち込みができます。

ごみ収集カレンダーと ごみの分別ガイドブック

- ・各地区のごみ収集カレンダーを確認し、指定された日の朝8時までに出示してください。
- ・ごみ量が1日平均30kg以上の事業所等は、直接クリーンセンターへ持ち込んでください。
- ・その他、詳細は各世帯に配布する「ごみの分別ガイドブック」をご覧ください。

◆お問い合わせ 市役所 廃棄物対策課

☎ 63・5140